

重要

薬経-R03-15
令和4年1月吉日

(一社) 姫路薬剤師会会員 各位

(一社) 姫路薬剤師会
会長 浦上 文男
薬局経営部 池口 由美

医療用医薬品の供給不足による対応（調剤拒否等）について

拝啓 先生方におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より当会へのご理解、ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。
姫路医療センター薬剤部より、
当院受診の患者（複数）から、「薬局に処方せんを渡したが、薬が入らないことを理由に調剤を断られた。薬局をたらいまわしさせられた。複数の薬局で同様の対応を受け、調剤してもらえない。調剤してもらえる薬局を教えてください」という相談があり、近隣の薬局に対応を依頼して処方箋を受付けてもらった。当方が対応しなければならない事案ではなく、薬剤師会として会員薬局に再発の無いよう徹底してください。との苦言と依頼を頂戴しております。

「在庫がないため調剤できない」は、正当な理由には該当せず、薬剤師法第21条に抵触する可能性があります。在庫確保がどうしても不可な場合には、責任をもって他の薬局を紹介する必要があります。（紹介薬局先にあらかじめ在庫の有無と処方箋受付の了解を得て、調剤可能な薬局を紹介するなど）。患者が保健所や厚生局に報告した場合、対応した薬局が監査指導の対象になることもありますので、十分にご留意ください。
昨今の医療用医薬品の出荷調整・出荷停止により、各薬局様も苦慮されていることは十分承知の上で、下記の対応をご参考頂き、対応くださいますようお願いいたします。

- ・代替調剤を検討し、医師に疑義照会を行ってください。
（先発に変更で対応可能な場合（…規格剤形変更含む）や同種同効薬への変更の提案）
- ・卸に依頼しても納品が不可能な場合、ご自身の近隣薬局や処方元医療機関の近隣薬局に分譲依頼をしてください。
- ・分譲依頼を受けた薬局は、分譲渋りをお控えいただき、ご協力くださいますようお願いいたします。
- ・長期処方の場合は、患者に分割調剤を提案する方法もあります（疑義照会不要）。
- ・流通が不安定になっている医薬品の過度なまとめ買いをお控えください。
- ・処方箋受付を紹介された際は、可能な限りの対応をお願い申し上げます。

地域患者の命や健康、安定した薬物治療を、すべての会員薬局が協力し合って守るために、助け合いの精神でお願いいたします。

敬具